

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年12月18日付けで行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年12月5日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、特定番号の交通反則告知書の2～6枚目の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対して、実施機関は、本件開示請求に係る特定番号と同一番号の交通反則切符（以下「本件対象文書」という。）を特定し、平成29年12月18日付けで、開示請求された公文書については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当することから、条例第39条に基づき、条例の規定は適用されないとして、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成30年2月28日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。また、同人は本件審査請求の補足資料として同年4月4日及び4月20日付けで諮問庁に対し、追加文書を提出した。
- (4) 当審査会は、平成30年7月2日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成30年9月18日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

6枚綴りである本件対象文書を本来は、一体として合体して作成すべきであるが警察が偽造し、その1枚目と2～6枚目との間に硬い下敷きを敷くことによって、告知・交付日時について1枚目と2～6枚目に違う日時を書いた。

なお、すべて平成24年12月23日に作成されたものであり、そのことについては、科学的鑑定によって証明されている。

審査請求人が保有している1枚目を警察が偽造し、告知・交付日時の部分が平成24年12月18日となっているが、警察が保有している2～6枚目は同年12月23日となっているはずである。また、保有期間が経過してしまえば、審査請求人の無実の証明ができなくなり、基本的人権を守るという警察の使命からしても見逃せない大事件となる。

本件開示請求は、この警察の犯罪行為を証明するために行ったものであり、虚偽公文書作成という犯罪を証明する証拠物であるから、条例の適用除外には当たらない。

よって、その全てを開示すべきである。

4 諮問庁の主張の要旨

本件開示請求により審査請求人が開示を求める公文書は、特定番号の交通反則告知書に係る交通反則切符の一部であるが、交通反則切符は、刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当することから、条例第39条に基づき、条例の規定は適用されない。

交通反則通告制度は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）違反事件の簡易迅速な処理を図るため、道交法に違反する行為について、刑事手続による処理を原則としつつ、その特例として、一定の範囲において、刑事手続に先行して警視総監又は道府県警察本部長が一定額の反則金の納付を通告し（道交法第127条）、違反者がこれに応じて任意に反則金を納付した場合には、当該違反行為について

公訴を提起しないこととし（道交法第128条）、また、通告に先立って行われる告知を受けた者が反則金に相当する金額を仮納付した場合には、反則金を納付したのと同様の効果を生ずることとしている（道交法第129条）。

反則行為とは、道交法第8章の罪に当たる行為のうち一定のものを指すから、その行為が犯罪であることは明白であり、反則行為があると認めて、その証拠を収集保全する行為は、司法警察職員としての刑訴法による捜査行為である。

交通反則切符は、前記交通反則通告制度において使用される様式であり、道交法第9章に定める反則行為に関する処理手続の特例書式として道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第40条及び第41条で規定されており、交通反則事件の告知及び通告に用いられている。

したがって、交通反則切符は、刑事事件である道交法違反事件を処理するため作成されるものであるから、被疑事件に関して作成される捜査書類であることは明らかであり、刑訴法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当することから、条例第39条に基づき、条例の適用が除外される。

審査請求人は、本件対象文書の1枚目が偽造で、一体として合体させれば2～6枚目も偽造であり、偽造された犯罪の証拠であるから、適用除外には当たらず、開示すべきである旨を主張するが、否認する。

交通反則切符が「訴訟に関する書類」に該当し、条例の適用除外の文書であることについては前記のとおりである。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

実施機関は、本件処分において、本件対象文書は、刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当することから、条例第39条に基づき、条例の規定は適用されないとして本件処分を行った。

(2) 本件対象文書について

実施機関は、審査請求人が請求した特定番号と同一番号の交通反則切符を本件対象文書として特定した。

交通反則切符は、道交法第9章に定める反則行為に関する処理手続の特例の書式であり、交通反則告知書等が5枚1組に綴られており、反則者氏名、反則日時、反則場所、反則事項・罰条、反則行為の種別等が複写式で記載されている。その構成は、1枚目は交通反則告知書・免許証保管証（以下「告知書」という。）、2枚目以降は交通事件原票等となっている。

警察官は、車両等の運転者がした道交法別表第二の上欄に掲げる反則行為を認定したときは、交通反則切符及び納付書を作成した上、告知書及び納付書を反則者に交付して、反則行為となるべき事項の要旨、反則行為の種別等を告知する。また、告知書以外の交通反則切符は、一定期間保存される。本件開示請求の対象となっているのは、告知書を除く2～5枚目である。

諮問庁は、本件対象文書が刑訴法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当すると主張するため、以下この点について検討する。

(3) 訴訟に関する書類について

訴訟に関する書類について、刑訴法第53条の2は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の規定を適用しない旨を規定している。同条の訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成され又は取得された書類であると解されるが、同条がこれを情報公開法の規定の適用から除外した趣旨は、訴訟に関する書類及び押収物については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及

ぼすおそれが大きいものであることによるものである。

そのため、これらの書類の取扱いは刑事訴訟手続に委ねることとしたものと解される。

(4) 条例第39条について

条例第39条は、「この条例の規定は、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。」と規定している。同条は、刑事訴訟法第53条の2の規定を受け、関係法令との整合性を図る必要があることから、条例の適用除外規定を設けたものであり、訴訟に関する書類及び押収物については、条例に基づく公文書の開示請求とは別の制度に委ねることが適当であることから、条例の適用除外としたものである。

(5) 本件処分の妥当性について

交通反則通告制度とは、原則は道交法違反における刑事事件であるが、違反者が一定期日までに反則金を納付すれば、特例として当該違反行為について公訴を提起しないこととする制度である。そして、一定期日までに反則金を納付しなかった場合には、刑事手続で処理されることとなる。

交通反則切符は、道交法第9章に定める反則行為に関する処理手続の特例の書式である。

よって、交通反則切符は、刑事事件である道交法違反事件を処理するために作成される捜査書類に含まれるものであり、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に該当し、条例第39条の規定に基づき条例の適用が除外される。

以上のことから、本件処分は妥当である。

(6) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大谷 基道、小林 玲子、西村 弥

審議の経過

年 月 日	内 容
平成30年 7月 2日	諮問（諮問第314号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理。
平成30年 9月18日	諮問庁から意見聴取及び審議（第一部会第130回審査会）
平成30年11月29日	審議（第一部会第132回審査会）
平成30年12月27日	審議（第一部会第133回審査会）
平成31年 1月24日	答申